村上商工会議所会館使用規程

(総 則)

第1条 村上商工会議所会館(以下会館)の研修室及び設備の使用については、この規程 の定めるところによる。

(使用目的)

第2条 研修室は、産業、経済、文化等に関する会議、講演、研修、振興等の使用に供す ることを目的とする。

(使用申込書の提出)

- 第3条 研修室及び設備を使用する時は、別紙申込書により使用目的を明らかにし、あらかじめ管理責任者(以下管理者)に提出し、許可を受けなければならない。
 - 2 申込書の提出は、原則として使用日の3ヵ月前から3日前とする。

(使用許可の条件)

- 第4条 会館を使用できるのは、次の者に限る。
 - ①村上商工会議所の会員事業所
 - ②公共機関及び公益と認められる団体
 - ③前各号以外の者で、村上商工会議所会員を保証人として付した者
 - 2 1の③による保証人は、会館使用者がこの規定による責務を怠った時は、その責 務の全てを負う。
 - 3 管理者は、使用申込があっても次の各号に該当する時は、その使用を拒絶し、ま たは使用についての条件を付すことができる。
 - ①公の秩序または善良な風俗に反する恐れのある時
 - ②建物または付属物を毀損する恐れのある時
 - ③商工会議所の業務に支障をきたす恐れのある時
 - ④主として飲酒を目的とする時
 - ⑤会議等が喧騒にわたり、他に迷惑を及ぼす恐れのある時
 - ⑥その他管理者が不適当と認めた時

(使用の取り消し)

第5条 管理者は、この規程に違反する恐れのある時、またはあった時は、使用の取り消し、若しくは使用を中止させることができる。

(使用料)

- 第6条 研修室及び設備等を使用する者は、別表による使用料を使用前に納付しなければ ならない。但し、特別の事由があると認められる時は後納させることができる。
 - 2 第4条1の②で特別の事由があると認めた時は、使用料を割引または免除することができる。
 - 3 第4条1の③の使用、または営利を目的とした展示、即売等の使用に供する時は、 割増料金を徴する。

(使用料の返還)

第7条 納入した使用料は返還しない。但し、次の場合は返還することができる。

- ①管理者の都合で使用の取り消しをした時
- ②不可抗力によって使用できなくなった時
- ③使用3日前までに取り消しの申し出があった時

(損害賠償)

第8条 使用者は、使用中に建物、付属施設、備品等を毀損、若しくは滅失した時は、そ の損害額を賠償しなければならない。

(備品の持ち出しの禁止)

第9条 机、椅子その他会館の備品は、会館外に持ち出してはならない。

(管理責任者)

第10条 会館の管理責任者は、専務理事これにあたる。

付 則

この規程は、昭和57年4月26日より施行する。

昭和57年5月27日常議員会に於いて承認。

平成 2年4月26日常議員会に於いて一部変更を承認。

平成14年7月25日常議員会に於いて第6条別表変更を承認。

村上商工会議所 会館使用料金表

■料金表 [1時間当り](税込)

	床面積		収容									
	m [‡]	坪	人員 (机 付)	室名		А	В	С	D	冷暖房 料金		
	111					100%	50%	150%	200%	, ,		
	134. 1	40. 6	99	第1研修室	全面	1, 800	900	2, 700	3, 600	300		
	74. 5	22. 6	54		第1研修室	第1研修室	北側(※)	1, 100	550	1, 650	2, 200	150
	59. 6	18	45		南側	900	450	1, 350	1, 800	150		
	29. 2	9	12	第2研修室		800	400	1, 200	1, 600	100		
	26. 5	8	7	応接室		1, 100	550	1, 650	2, 200	100		

(※)北側には、ホワイトボード・スクリーンが常設されています。

■室料区分

Α	標準	100%	会員の非営利
В	5割引	50%	外郭団体、公共機関
С	5割増	150%	会員の営利、非会員の非営利 ※展示即売会や高価な入場料等
D	2倍	200%	非会員の営利

■機械設備について

- ●プロジェクター(EPSON EB-X36) ¥1,100/実使用1日(外郭団体は半額) ※スクリーン無料
 - ・固定スクリーン=110インチ相当 ※第1研修室のみ
 - ・携帯スクリーン= 80インチ(W1710×D285×H2005mm)

■その他の注意事項

- ※会館内の備品は、プロジェクター・スクリーン・パソコンを除き、会館外への持ち出しを 禁止いたします。
- ※壁・天井に画鋲・セロテープはOKですが、釘・ガムテープ類は禁止いたします。
- ※午後9時以降や大きな音を出す場合は、近隣に迷惑となりますのでお断りいたします。

会 頭	専務理事	事務局長	係	ED	

村上商工会議所会館使用申込書									
令和 年 月村上商工会議所会頭 伴田 宏殿									
			申込	 .人 .人					
				氏名				<u> </u>	
使用日時	令和 令和 令和	年 月 年 月 年 月)午 前·後)午 前·後)午 前·後	·····································	分~午 前• 分~午 前• 分~午 前•	後時	分 分 分	
使用目的				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		使用	1F=第一 2F=第二	(全面•;	· 比•南)
連絡者	住所						:	参集予5 	E人員
	氏名			<u> </u>					人
使用者区分									
※太線の枠 	· へのみ。		ださい。 <u>沂</u>	約		書			
						、申込人が村 を履行するこ			
村上科事務理		会 議 所		!		令和	年	月	
		申込	人 住 所	:					
			氏名	<u> </u>				<u> </u>	
		保証。	人 住所	:					
			氏名	<u></u>				<u> </u>	
			電話	<u> </u>		_			